

ワーク・ライフ・バランス



推進強化月間



【期間】 7月1日～8月29日

【取組内容】

◆ 全庁一斉消灯日の実施（7/23（水）・8/13（水））

「全庁的に一切の時間外勤務を行わない日」とし、午後6時00分に一斉消灯。

※緊急・臨時対応や外部関係者との会議等により、やむを得ない場合を除く

【対象】 本庁舎、第2庁舎、環境センター、総合福祉センター(貸館業務除く)、
オフィスアルカディア(産業支援室)、消防(隔日勤務者除く)、水道局庁舎

◆ ノー残業デー（毎週水曜日）の実施強化

推進強化月間中の水曜日について、所属長は午後5時45分までに部下職員の退庁を確認することとし、やむを得ず時間外勤務を命じる場合は、時間外勤務の事前命令を徹底する。

◆ 年次有給休暇等の取得促進強化

年次有給休暇及び夏季休暇等の計画的な取得について、所属長が積極的な休暇取得に努めるとともに、部下職員への取得促進を徹底し、職員の心身



リフレッシュや家庭生活等、「ライフ」の充実を図る。

◆ 時差出勤制度の活用促進

職員のワーク・ライフ・バランス推進を図るため、時差出勤制度を活用し、休暇と組み合わせるなど積極的な取得を行う。

担当：総務部主幹（働き方改革推進担当） 内線337